

# 商工会だより

2010.3  
No.41

発行・編集

あわら市商工会事務局（本所）

〒919-0621 福井県あわら市市姫一丁目9-21  
TEL：0776-73-0248 FAX：0776-73-7145

あわら市商工会事務局（支所）

〒910-4103 福井県あわら市二面2丁目701  
TEL：0776-78-6311 FAX：0776-78-7801

## 「逸品カタログ」発刊

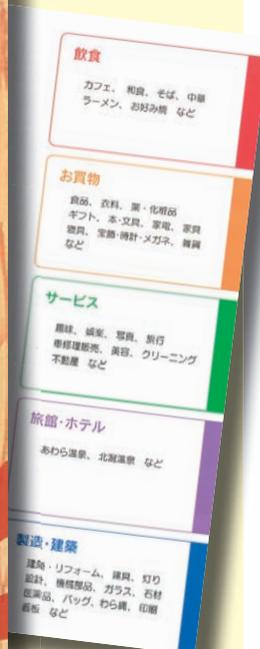
この度あわら市商工会では、地元の事業所を皆さまにもっと知っていただき、ご利用いただくため逸品カタログを作成し、市内各家庭に配布しました。

本カタログでは、飲食、お買物、サービス、旅館・ホテル、製造・建築に分け、掲載希望88事業所の「自慢（独自の）商品・サービス・技術」等を掲載しております。

本カタログで地元の事業所の新たな発見をしていただき、ご利用くださるようよろしくお願い申し上げます。



2010年  
自慢の商品・サービス・技術  
**逸品** 情報発信  
**カタログ**  
あわらの逸品 集結!!  
88軒の新発見!!  
飲食店!! ショッピング!!  
ファッション!! ライフ!!  
あわら市商工会



## 商工会は改革を目指します！！

景気の低迷が続く中、企業を取り巻く経営環境が大きく様変わりし、商工会に求めるところも変化していることから、商工会としても、従来のままでなくニーズの要望に応えられるように体質強化を図る必要があります。

また、限られた人的資源でより効果的な業務を遂行するためには、当然のことながら、組織・事業の見直しを図る必要があるため、現在、経営戦略委員会において、鋭意検討中です。

### 《主な検討内容》

- 各部会・委員会のあり方
- 各部会・委員会における事業の見直し
- 本所・支所の取扱方
- 財源の確保対策
- 諸規程の見直し



# 中小企業円滑化法とは

この法律は返済猶予法(モラトリアム法)とも呼ばれ成立する前から話題性が高く注目されていました。  
現在は大手銀行が先般発表したように多くの企業が申請している状況です。  
ここでは簡単にポイントを挙げていきます。

詳しくは   <http://www.fsa.go.jp/> でご確認ください。



## ポイント1

### 金融機関の努力義務

- 金融機関は、中小企業又は住宅ローンの借手から申し込みがあった場合には、※1 貸し付け条件の変更を行なうように努力する。
- 金融機関自らの取り組み
- 金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- 実施状況と体制整備状況等の開示。

詳細については、各金融機関へ  
お問い合わせ下さい。

## ポイント2

- 金融検査マニュアル、監督指針を改定
- 金融機関に対する検査・監督について中小企業融資、経営改善支援への取り組み状況を重点的に検査・監督。

※1 申し出があって初めて金融機関の努力義務が発生するので、どのような企業の状況であれば返済猶予が受けられるのかは明確ではありません。申し出を行なったからといって必ずしも返済猶予の措置を受けられるかどうかは定かではありません。また返済猶予のメリット・デメリットを踏まえて慎重に検討する必要があります。

# おすすめです！商工会の休業療養補償&医療共済

加入資格……商工会会員および、ご家族・従業員

1口の保険金です

| 制度名        | 休業補償                     | 医療共済                                       |
|------------|--------------------------|--|
| 対象         | ケガのみ                     | 病気・ケガ                                      |
| 死亡保険金 後遺障害 | 500万円 ケガによる死亡等です         |  |
| 入院給付金      | (日額)5,000円               | 日帰り入院から(日額)3,000円                          |
| 手術給付金      | 手術の種類により入院日額の10、20または40倍 | 手術の種類により入院日額の10、20または40倍                   |
| 通院給付金 ケガのみ | (日額)3,000円               | (日額)1,500円                                 |
| 介護補償(年額)   | 120万円                    |  |
| 個人賠償責任     | 最高5,000万円                |  |
| 掛金(月払)     | 1,560円(本人型)              | 年齢によって違います<br>(年齢が低い)820円～(年齢が高い)2,470円    |
|            | 2,600円(夫婦型2名)            |  |
| 掛金(年払)     | 16,120円(本人型)             | 年齢によって違います<br>(年齢が低い)8,990円～(年齢が高い)26,970円 |
|            | 27,450円(夫婦型2名)           |  |

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目9-21 TEL 73-0248